

XI 第三者審査

■ 目的

「環境報告ガイドライン 2012 年版」(公表 平成 24 年 4 月 環境省)では、環境報告書の基本的機能を満たすために必要不可欠な一般的報告原則のひとつとして“信頼性”をあげています。信頼性を高めるための手段の一つとして、独立した第三者の審査を受ける方法があります。千葉県水道局では、環境報告書を作成し公表するにあたり、その信頼性・客観性の向上を目的として第三者による審査を受けました。

■ 結果

株式会社 上総環境調査センターによる審査の結果、環境報告書に記載されている環境パフォーマンス情報及び環境会計情報について、「重要な点において、合理的に把握、集計、開示されたものであり、審査の過程で確認した根拠資料と整合していると判断する。」との報告をいただきました。

千葉県水道局「平成 27 年度環境報告書(平成 26 年度決算版)」 に対する第三者審査報告書

平成 27 年 12 月 14 日

千葉県 水道局長
田谷 徹郎 殿

1. 審査の対象及び目的

当審査は、千葉県水道局が「千葉県水道局環境保全計画」に基づき作成した「平成 27 年度環境報告書(平成 26 年度決算版)」に関し、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日を対象とし、環境報告書に記載された環境パフォーマンス情報及び環境会計情報が、「環境報告ガイドライン 2012 年度版」(平成 24 年 4 月 環境省)及び「水道事業ガイドライン」(平成 17 年 1 月 公益社団法人日本水道協会)に則り、重要な点において正確に測定、算出され、かつ重要な項目に漏れがなく表示されているかについて、独自の立場から結論を表明する事を目的とした。

2. 経営者及び環境報告書の審査を行う者の責任

この報告書の作成責任は千葉県水道局長にあり、当審査機関の責任は独立の立場から「平成 27 年度環境報告書(平成 26 年度決算版)」に対する結論を表明することにある。

3. 実施した審査の概要

当審査機関は、当該審査の結論表明にあたって限定的な保証を与えるために十分に有意な水準の基礎を得るため、「サステナビリティ情報審査実務指針」(一般社団法人サステナビリティ情報審査協会 平成 26 年 12 月 1 日最終改定)に準拠して審査を行った。

4. 結論

「平成 27 年度環境報告書(平成 26 年度決算版)」に記載されている環境パフォーマンス情報及び環境会計情報が、「環境報告ガイドライン 2012 年度版」(平成 24 年 4 月 環境省)及び「水道事業ガイドライン」(平成 17 年 1 月 公益社団法人日本水道協会)に則り、重要な点において、合理的に把握、集計、開示されたものであり、審査の過程で確認した根拠資料と整合していると判断する。

5. 特定の利害関係

千葉県水道局と当該審査機関又は審査人との間には、一般社団法人サステナビリティ情報審査協会の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

株式会社 上総環境調査センター

代表取締役 浜田 康雄

